

一般社団法人日本車いすテニス協会

選考委員会運営規程

(委員会の運営)

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「当法人」という）委員会規程第2条に基づき設置する選考委員会（以下「本委員会」という）の運営に関して必要な事項を定める。

(委員及び委員長、副委員長)

第2条 本委員会は3名以上の委員によって構成され、委員長1名と副委員長1名を置く。

- 委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。ただし、委員のうち当法人の理事及び監事（以下まとめて「役員」という）が過半数を超えてはならない。
- 委員の任期は原則として4年とする。
- 委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。ただし、委員長は、当法人の役員であってはならず、その委嘱は当法人会長より行う。

(委員長の職務)

第3条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

- 委員長は、本委員会の議事録を作成し、その写しを委員全員に送付する。

(委員会の開催)

第4条 本委員会は適宜開催する。

- 本委員会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 委員は、欠席する場合、議事について予め書面をもって意見を述べることができる。
- 委員長がやむを得ない事情と認めた時には、書面連絡をもって本委員会の審議に代えることができる。
- 遠隔会議システムの利用が可能な場合は本システムによる出席を可能とする。この場合は当該委員の出席方法を議事録に明記しなければならない。
- 前項の遠隔会議において遠隔出席者は、遠隔会議システムから届く音声と映像、及び遠隔出席者自身の発言内容の漏洩に対して防止措置を講じるものとする。

(委員会の審議事項)

第5条 本委員会は、以下の事項について審議を行う。

- 当法人各種強化指定選手の候補者の選定
- パラリンピック競技大会、アジアパラ競技大会及び車いすテニス世界国別選手権における日本代表選手団として派遣する選手及びスタッフ（ナショナルコーチ、トレーナー、マネージ

ャー、統括者等。名称に限られない。)の候補者の選定

(3)上記(1)及び(2)の候補者を選定するための基準の策定、追加、削除、変更等

(4)その他これらに関連する事項

2 委員長は、前項(1)の候補者選考の結果について選考理由を付記した書面により理事会に報告する。ただし、個人のプライバシーや名誉に関する事項についてはこの限りではない。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(I) 本規程は、2024年12月14日から施行する。